

○ 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第一条の二 法第二条の二第一号に規定する内閣府令で定める要件は、受取人（同条に規定する受取人をいう。以下この条及び次条において同じ。）が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。	第一条の二 法第二条の二に規定する内閣府令で定める要件は、受取人（同条に規定する受取人をいう。以下この条において同じ。）が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。
一 受取人が有する金銭債権に係る債務者等（法第二条の二に規定する債務者等をいう。第三号及び次条において同じ。）から弁済として資金を受け入れた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該金銭債権に係る債務者の債務が消滅しないものであること。	一 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者（第三号において「債務者等」という。）から弁済として資金を受け入れた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該金銭債権に係る債務者の債務が消滅しないものであること。
二 「略」	二 「同上」
三 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。	三 「同上」

イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立つて又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に受取人等（法第二条の二に規定する受取人等をいう。以下この号及び次条において同じ。）に当該資金を引き渡すものでないこと。

ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて受取人等に当該資金を引き渡すものでないこと。

ハ 受取人が有する金銭債権に係る債務者等から受取人等に資金を移動させる行為（イ又はロに掲げる要件に該当しないものに限る。）を行う者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。ニ並びに次条第一項第五号イ、第六号及び第七号並びに第二項第二号において同じ。）その他これに類する方法により、当該債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡すものでないこと。

二 銀行等又は資金移動業者からの委託その他これに類する

イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立つて又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。

ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

方法により、受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡すものでないこと。

### 第一条の三

法第二条の二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する行為（利用者の保護に欠けるおそれが大きい行為を除く。）とする。

一 受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を銀行等又は資金移動業者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

二 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立つて又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に受取人等に当該資金を引き渡す行為

三 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて受取人等に当該資金を引き渡す行為

四 自己と同一の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事

〔条を加える。〕

業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の集団（一の会社等及び当該会社等の子会社等（会社等が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。以下この条において同じ。）並びに当該会社等の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の五十を超える議決権を保有する個人がある場合には当該個人（以下「特定個人株主」という。）及び当該会社等の親法人等の集団をいう。次号イにおいて同じ。）に属する他の者が受取人である場合（当該他の者が、法第二条の二の規定（同条第二号に係るものに限る。）の適用を免れる目的で第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することとなつた場合を除く。）に、当該受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

五 他の法令に基づき受取人が有する金銭債権に係る債務者等

から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為のほか、次に掲げる行為

イ 登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項に規定する登録商標をいい、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものに限る。）の商標権者又は当該商標権者と同一の会社等の集団に属する他の会社等が、第三者型前払式支払手段等発行者（それを提示、通知その他の方法により利用して、物品等（法第二条第六項に規定する物品等をいう。以下イ及びハにおいて同じ。）を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることができる番号、記号その他の符号（これを用いて為替取引を行うことの指図を伝達できるもの、法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段又は割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等に該当し、かつ、当該登録商標が付されているものに限る。以下イにおいて「第三者型前払式支払手段等」という。）をその業務上利用者に付与する者をいう。以下イにおいて同じ。）と立替払取次業者（特定の第三者型前払式支払手段等発行者のために、自己の名をもつて加盟店（第三者型前払式支払手段等により購入若しくは給付を受けることができる物品等の販売者

若しくは貸出人又は提供を受けることができる役務の提供者をいう。以下イにおいて同じ。）に第三者型前払式支払手段等により購入され若しくは借り受けられた物品等又は受領される役務の代価に相当する額の交付（加盟店以外の者を通じた加盟店への交付を含む。）をすることを業とする者をいう。以下イにおいて同じ。）との間で第三者型前払式支払手段等の利用に係る債権債務（当該第三者型前払式支払手段等発行者が当該第三者型前払式支払手段等の付与に付随して行う役務の提供に係るもの）を業とする者をいう。以下イにおいて同じ。）の清算のため、債務者等となる第三者型前払式支払手段等発行者若しくは立替払取次業者又は当該債務者等からの委託その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等となる第三者型前払式支払手段等発行者若しくは立替払取次業者又は当該受取人等からの委託その他これに類する方法により支払を受ける者に当該資金を引き渡す行為

ロ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（割賦販売法第三十五条の十七の五第一項第五号ニに規定するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいう。）との間でクレジットカード番号等取扱契約（同項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約をいう。以下ロにおいて同じ。）を現に締結する販売業者又は役務提供事業者（同

法第二条第一項第一号に規定する役務提供事業者をいう。）が受取人である場合に、当該受取人が有する金銭債権（

当該クレジットカード番号等取扱契約が期間の満了により終了した場合又は当該受取人の責めに帰すべき事由によりないで解除された場合において、当該期間の満了時又は当該解除がされた時までに発生した金銭債権を含む。）に係る債務者等から弁済（クレジットカード等購入あっせん（同法第三十五条の十六第一項第二号に規定するクレジットカード等購入あっせんをいう。）に係る販売の方法により販売できる商品若しくは権利の販売又は提供できる役務の提供を目的とする取引に係る債務の弁済として行われるものに限る。）として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

ハ 加盟店（第三者型発行者（法第三条第七項に規定する第三者型発行者をいう。以下ハにおいて同じ。）が発行する第三者型前払式支払手段（同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。以下ハにおいて同じ。）により現に購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等の販売者若しくは貸出し又は現に提供を受けることができる役務の提供者のうち、当該第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う第三者型発行者以外の者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために受取人

- となる場合における個人に限る。）をいう。）が受取人である場合に、当該受取人が有する金銭債権（当該加盟店に第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段の取扱いを認める契約が期間の満了により終了した場合又は当該受取人の責めに帰すべき事由によらないで解除された場合において、当該期間の満了時又は当該解除がされた時までに発生した金銭債権を含む。）に係る債務者等から弁済（当該第三者型前払式支払手段により、購入若しくは借受けを行い若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務の販売若しくは貸出し、又は提供を目的とする取引に係る債務の弁済として行われるものに限る。）として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為
- 六 第二号及び第三号に掲げる行為を行う者からの委託その他これに類する方法により、第二号及び第三号の受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為
- 七 銀行等又は資金移動業者からの委託その他これに類する方法により、債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為前項に規定する「利用者の保護に欠けるおそれが大きい行為

「とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 前条第一号に掲げる要件を満たす行為

二 前項第二号及び第三号に掲げる行為（委託その他これに類する方法により同項第六号に掲げる行為を第三者に行わせるものに限る。）によって国外にある債務者等から国内にある受取人等へ向けて資金を移動させる行為のうち、当該第三者に同項第六号に掲げる行為を適切に行うことができない事態が生じた場合に受取人等への資金の円滑な引渡しが阻害されるおそれのある行為

三 賭博をする者又は他の者相互間で賭博を行わせる者が受取人である場合に、債務者等から弁済として賭金、勝金、入場料、手数料その他のいかなる名称によるかを問わず支払われる当該賭博に係る資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

四 受取人が有する金銭債権が、新たに発行される有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）の取得を目的とする行為、有価証券の売買又はデリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）により発生したものである場合に、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金

を引き渡す行為

五 前二号に掲げる行為に類する行為であつて、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの

3 第一項第四号に規定する「親法人等」とは、一の会社等の特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社等（当該他の会社等の子会社等を含み、当該会社等及びその子会社等を除く。）をいう。

4 会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等は、第一項第三号及び前項の規定の適用については、当該会社等の子会社等とみなす。

5 この条において「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定に

による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所  
有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（  
前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれか  
の要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数  
(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同  
じ。) の割合が百分の五十を超えていること。

- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密  
な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決  
権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同  
意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員  
の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び  
営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることがで

きるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

- (1) 自己の役員
- (2) 自己の業務を執行する社員
- (3) 自己の使用人
- (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ホからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）に係る議決権を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に对抗することができない場合

7 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式等に係る議決権を除くものとする。

一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式等

二 相続人が相続財産として所有する株式等（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

（特定信託会社があらかじめ届け出ることを要する変更）

第三条の三 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 「略」

二 特定信託口口座（特定信託会社がその発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座をいう。次条第二号イ及び第三十三条第一項第十一号口において同じ。）に関する次に掲げる事項の変更

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該特定信託口口座の種類

（特定信託会社があらかじめ届け出ることを要する変更）

第三条の三 「同上」

一 「同上」

二 特定信託口口座（特定信託会社がその発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座をいう。次条第二号イ及び第三十三条第一項第十一号口において同じ。）に関する次に掲げる事項の変更

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

二・ホ 「略」

三 その発行する特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法の変更（前号に掲げる変更を除く。）

（特定信託会社が提出すべき報告書の添付書類）

第三条の四 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 「略」

二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

一 「同上」

二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日（第三十五条の二第一項第二号ホに規定する報告基準日をいう。）における特定信託口座に係る残高証明書

「号の細分を加える。」

イ 銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日（第三十五条の二第一項第二号ホに規定する報告基準日をいう。）において同じ。）における特定信託口座に係る残高証明書

「号の細分を加える。」

ロ その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあっては、当該特定信託会社が発行する当該報告書に係る報告基準

ハ・ニ 「同上」

「号を加える。」

（特定信託会社が提出すべき報告書の添付書類）

第三条の四 「同上」

日における信託財産の額を証明する書面

(特定信託会社による特定資金移動業に係る届出)

第三条の六 「略」

2 法第三十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

〔一～五 略〕

六 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

3  
〔七～十五 略〕

（履行保証金の供託）

第十一条 「略」

〔2～6 略〕

7 為替取引に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（法第

(特定信託会社による特定資金移動業に係る届出)

第三条の六 「同上」

2 「同上」

六 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

3  
〔七～十五 同上〕

〔同上〕

（履行保証金の供託）

第十一条 「同上」

〔2～6 同上〕

7 為替取引に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（法第

四十七条第一号に規定する要供託額をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第七項第三号並びに第三十六条の二第五項を除き、以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（法第四十四条の規定による履行保証金保全契約（同項に規定する履行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出、法第四十五条第一項の規定による履行保証金信託契約（同項に規定する履行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託、法第四十五条の三第一項の規定による履行保証人債務引受契約（同項に規定する履行保証人債務引受契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託、法第四十五条の三第一項の規定による履行保証人債務引受契約（同項に規定する履行保証人債務引受契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託を含む。）を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託した履行保証金又は締結した履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

四十七条第一号に規定する要供託額をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第七項第三号並びに第三十六条の二第五項を除き、以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（法第四十四条の規定による履行保証金保全契約（同項に規定する履行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出及び法第四十五条第一項の規定による履行保証金信託契約（同項に規定する履行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託を含む。）を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託した履行保証金又は締結した履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

の届出及び法第四十五条の五第一項の規定による履行保証金弁済信託契約（同項に規定する履行保証金弁済信託契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託を含む。）を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託した履行保証金若しくは締結した履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は当該業務を承継させた者の委託に基づき締結された履行保証人保証契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

（履行保証金に充てることができる債券の種類）

第十二条 法第四十三条第三項に規定する内閣府令で定める債券

は、次に掲げる債券とする。

一 国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。第十九条第五号において同じ。）

二 「略」

三 政府保証債券（金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。第二十条第二項第三号において同じ。）

四 「略」

（履行保証金保全契約の内容）

第十四条の二 令第十五条に規定する内閣府令で定める事項は、

次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないこととする。

一 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。）における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（同号に規定す

（履行保証金に充てができる債券の種類）

第十二条 「同上」

一 国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。第十九条第五号において同じ。）

二 「同上」

三 政府保証債券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五回）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。第二十条第二項第三号において同じ。）

四 「同上」

（履行保証金保全契約の内容）

第十四条の二 「同上」

一 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。）における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（同号に規定す

る履行保証金等合計額をいう。以下同じ。）を下回る場合であつて、保全金額（法第四十四条に規定する保全金額をいう。以下同じ。）の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

〔二～五 略〕

（履行保証金保全契約等を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）

第十五条 「略」

（履行保証金保全契約等を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等）

第十六条 「略」

（履行保証金信託契約の内容）

第十九条 法第四十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～四 略〕

五 履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三

る履行保証金等合計額をいう。以下この条及び第十九条第八号において同じ。）を下回る場合であつて、保全金額（法第四十四条に規定する保全金額をいう。以下同じ。）の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

〔三～五 同上〕

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）

第十五条 「同上」

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等）

第十六条 「同上」

（履行保証金信託契約の内容）

第十九条 「同上」

〔一～四 同上〕

五 履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三

号) 第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この  
条、第二十一条の三第二号、第二十一条の十三第七号及び第  
九号並びに第三十五条の二第二項第二号ハにおいて同じ。) )  
へ金銭を信託するものであつて元本の補填があるものを除く  
。次号において同じ。) に基づき信託される信託財産の運用  
を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

〔イヽハ 略〕

〔六・七 略〕

八 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金信託契約の全  
部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前  
の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種  
別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合で  
あつて、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信  
託財産の額をいう。第二十一条の四第五項第五号及び第七  
項第四号、第三十三条第一項第九号の二、第三十五条の二  
第一項第二号リ並びに第三十六条の二第二項第六号及び第  
四項第三号を除き、以下同じ。）の範囲内において、その  
下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に  
係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき  
。

号) 第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この  
条、第二十一条の三第二号及び第三十五条の二第二項第二号  
ハにおいて同じ。) へ金銭を信託するものであつて元本の補  
填があるものを除く。次号において同じ。) に基づき信託さ  
れる信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に  
掲げる方法によること。

〔イヽハ 同上〕

〔六・七 同上〕

八 〔同上〕

イ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前  
の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種  
別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合で  
あつて、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信  
託財産の額をいう。以下同じ。）の範囲内において、その  
下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に  
係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき  
。

〔口くへ 略〕

〔九く十三 略〕

(信託財産ととができる預貯金等の種類)

第二十条 法第四十五条第三項（法第四十五条の五第三項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）に規定する内閣府令で定める預貯金は、銀行等に対する預貯金とする。

2 法第四十五条第三項に規定する内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。）とする。

〔一く三 略〕

四 金融商品取引法施行令第二条の十一に規定する債券

〔五・六 略〕

(預貯金等による管理に係る届出等)

第二十一条の四 〔略〕

〔2く4 略〕

5 法第四十五条の二第三項に規定する当該変更を行う日その他の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔口くへ 同上〕

〔九く十三 同上〕

(信託財産ととができる預貯金等の種類)

第二十条 法第四十五条第三項に規定する内閣府令で定める預貯金は、銀行等に対する預貯金とする。

2 「同上」

〔一く三 同上〕

四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十一に規定する債券

〔五・六 同上〕

(預貯金等による管理に係る届出等)

第二十一条の四 〔同上〕

〔2く4 同上〕

5 「同上」

〔一〇四 略〕

五 当該変更が預貯金等管理割合を引き下げる変更である場合にあつては、当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）、履行保証人債務引受額（法第四十五条の三第一項に規定する履行保証人債務引受額をいう。以下同じ。）、履行保証人保証額（法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人保証額をいう。以下同じ。）、履行保証金弁済信託額（法第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託額をいう。以下同じ。）及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

六 「略」

7 6 法第四十五条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇三 略〕

四 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）、履行保証人債務引受額（履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれ

〔一〇四 同上〕

五 当該変更が預貯金等管理割合を引き下げる変更である場合にあつては、当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

六 「同上」

7 6 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

（履行保証人債務引受契約の届出）

**第二十一条の六** 資金移動業者は、法第四十五条の三第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十八号により作成した履行保証人債務引受契約届出書に、履行保証人債務引受契約に係る契約書の写し及び当該履行保証人債務引受契約において履行保証人適格者（当該履行保証人債務引受契約の当事者である法第四十四条に規定する履行保証人適格者をいう。以下この条、次条及び第三十三条第一項第十号の二イにおいて同じ。）が引き受ける資金移動業に係る為替取引に関する債務に係る資金移動業の利用者（債務引受契約資金移動業者（履行保証人債務引受契約を締結する資金移動業者をいう。次条第二号及び第五号において同じ。）が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合にあっては、当該履行保証人債務引受契約において履行保証人適格者が引き受ける資金移動業に係る為替取引に関する債務に係る資金移動業の利用者のうち国内にある利用者。同条第二号、第三号及び第五号において「債務引受契約利用者」という。）の承諾を得るための書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔条を加える。〕

（履行保証人債務引受契約の内容）

第二十一条の七 法第四十五条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第五節第一款に規定する併存的債務引受であること。

二 債務引受契約資金移動業者が法第五十九条第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、同項に規定する措置がとられなかつた場合を除き、履行保証人適格者が債務引受契約利用者に対して当該履行保証人債務引受契約に基づき引き受けた債務の弁済を行うこと。

三 前号の規定に基づき弁済を行うこととなつた場合には、履行保証人適格者は、債務引受契約利用者に対して速やかに弁済を行うこと。

四 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証人債務引受契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、履行保証人債務引受額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部又は一部の解除を行うとき。

〔条を加える。〕

口　履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部の解除を行うとき。

ハ　履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ニ　履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部の解除を行うとき。

ホ　履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担す

る債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、同項に定める場合に該当することとなつた日における当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合には、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部又は一部の解除を行うとき。

五 金融庁長官が債務引受契約資金移動業者又は履行保証人適格者に対して法第四十六条の規定による命令を発した場合は、債務引受契約利用者が履行保証人適格者に対して第二号の規定に基づく弁済を請求することができないこと。

（履行保証人債務引受契約の全部の解除）

**第二十一条の八** 資金移動業者は、履行保証人債務引受契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十八号の二により作成した履行保証人債務引受契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

〔条を加える。〕

（履行保証人保証契約の届出）

**第二十一条の九** 資金移動業者は、法第四十五条の四第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十八号の三により作成した履行保証人保証契約届出書に、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約書の写し及び当該委託に基づき履行保証人適格者（当該履行保証人保証契約の当事者である法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人適格者をいう。次条及び第三十三条第一項第十号の二ハにおいて同じ。）が締結することとなる履行保証人保証契約に係る契約の内容を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（履行保証人保証契約の内容）

**第二十一条の十** 法第四十五条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証契約資金移動業者（その営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について締結されている履行保証人保証契約の締結の委託をした資金移動業者をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が法第五十九条第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、同項に規定する措置がとられなかつた場合を除き、履行保証人適格者が当該履行保証人保証契約において保証する資金移動業に係る為替取引に関する債務に係る資金移動業の利用者（保証契約資金移動業者

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合にあつては、当該履行保証人保証契約において保証する資金移動業に係る為替取引に関する債務に係る資金移動業の利用者のうち国内にある利用者。次号及び第四号において「保証契約利用者」という。）に対して保証債務の弁済を行うこと。

二 前号の規定に基づき弁済を行うこととなつた場合には、履行保証人適格者は、保証契約利用者に対して速やかに保証債務の弁済を行うこと。

三 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証人保証契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、履行保証人保証額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部の解除を行うとき。

ハ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部又は一部の解除を行うとき。

二 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部の解除を行うとき。

ホ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、同項に定める場合に該当することとなつた日における当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証額の範囲内において、同日における当該種別の資金

移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合は、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部又は一部の解除を行うとき。

四 金融庁長官が保証契約資金移動業者又は履行保証人適格者に対して法第四十六条の規定による命令を発した場合には、保証契約利用者が履行保証人適格者に対して保証債務の弁済を請求することができないこと。

（履行保証人保証契約の全部の解除）

**第二十一条の十一** 資金移動業者は、その委託に基づき締結された履行保証人保証契約の全部が解除される場合（履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約の全部が解除される場合を含む。）にあっては、別紙様式第十八号の四により作成した履行保証人保証契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（履行保証金弁済信託契約の届出）

**第二十一条の十二** 資金移動業者は、法第四十五条の五第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十八号の五により作成した履行保証金弁済信託契約届出書に、履行保証金

〔条を加える。〕

弁済信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（履行保証金弁済信託契約の内容）

**第二十一条の十三** 法第四十五条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 履行保証金弁済信託契約を締結する資金移動業者（以下この条、第三十三条第一項第九号の二及び第三十五条の二第一項第二号リにおいて「弁済信託契約資金移動業者」という。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該弁済信託契約資金移動業者がその行う為替取引（履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の利用者（弁済信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対しても負担する債務の額とを区分することができる場合にあつては、当該弁済信託契約資金移動業者が行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者。第十二号から第十四号までにおいて「弁済信託契約利用者」という。）を信託財産の元本の受益者とすること。

二 受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（

〔条を加える。〕

第五号、第十二号及び第十三号において「弁護士等」という。)をもつて充てられるものであること。

三 複数の履行保証金弁済信託契約を締結する場合にあつては、当該複数の履行保証金弁済信託契約について同一の受益者代理人を選任すること。

四 弁済信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁済信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ 法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消されたとき。

ロ 法第五十九条第二項各号に掲げる申立てが行われたとき。

ハ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の全部の廃止(外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における当該種別の資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。)をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による当該種別の資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。

二 法第五十六条第一項の規定により履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の全部又は一部の停止の命令(同項第四号に該当する場合に限る。)を受けたとき。  
ホ 金融庁長官が供託命令を発したとき。

五 弁済信託契約資金移動業者が前号イからニまでに掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみが速やかにその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

六 金融庁長官が弁済信託契約資金移動業者又は当該履行保証金弁済信託契約の相手方に対して法第四十六条の規定による命令を発したときは、受益者及び受益者代理人が信託会社等に対して受益債権を行使することができないこと。

七 履行保証金弁済信託契約（信託業務を営む金融機関へ信託するものであつて元本の補填があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ 国債証券その他金融庁長官の指定する債券の保有  
ロ 銀行等に対する預貯金

ハ 次に掲げる方法

- (1) コール資金の貸付け
- (2) 受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勘定貸

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託

八 弁済信託契約資金移動業者が信託財産を債券とし、又は履

行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産を前号イに掲げる方法により運用する場合にあっては、信託会社等又は弁済信託契約資金移動業者がその評価額を第二十一条に規定する方法により算定すること。

九 履行保証金弁済信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本の補填がある場合にあっては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

十 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、履行保証金弁済信託額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ 履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産を当該履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係る他の履行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産として信託することを目的として履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行う場合

ハ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の全部

について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約の全部の解除を行うとき。

二 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ホ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約の全部の解除を行うとき。

ヘ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定

- 
- める場合に該当するときに、当該場合に該当することとなつた日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合には、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。
- 十一 前号に掲げる場合に行う履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除に係る信託財産を弁済信託契約資金移動業者に帰属させること。
- 十二 履行保証金弁済信託契約に係る元本の受益権の行使は、弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての弁済信託契約利用者について一括して行使するものであること。
- 十三 弁済信託契約利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。
- 十四 元本の受益者である弁済信託契約利用者ごとの元本の受益権に相当する額は、元本の受益権の行使時における元本換価額（履行保証金弁済信託契約に係る信託財産の元本を換価
-

---

して得られる額（履行保証金弁済信託契約に元本の補填の契約がある場合には、元本額）をいう。第十六号において同じ。）に履行保証金弁済信託額に対する当該弁済信託契約利用者に係る個別履行保証金弁済信託必要額（履行保証金弁済信託額に全ての弁済信託契約利用者に対する未達債務の額を合計した額に対する当該弁済信託契約利用者に対する未達債務の額の割合を乗じて得た額であつて、当該弁済信託契約利用者に対する未達債務の額を超えない額をいう。）の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別履行保証金弁済信託必要額を超える場合には、当該個別履行保証金弁済信託必要額）とされていること。

十五 履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額が履行保証金弁済信託額を上回る場合にあつては、その上回る額の範囲内において、当該信託財産の元本を弁済信託契約資金移動業者が信託会社等又は受益者代理人に支払うべき報酬その他一切の費用及び当該信託会社等が信託財産の換価に要する費用に充てることができる。

十六 元本換価額のうち履行保証金弁済信託額を超える部分（前号の規定により信託財産の元本を弁済信託契約資金移動業者が信託会社等又は受益者代理人に支払うべき報酬その他一切の費用及び当該信託会社等が信託財産の換価に要する費用に充てた場合には当該部分からその充てた額を控除した部分）

---

については、委託者である弁済信託契約資金移動業者に帰属するものとすること。

十七 金融庁長官が信託会社等に対して法第四十六条の規定による命令を発した場合には、当該信託会社等が当該命令に応じて遅滞なく信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。

十八 信託会社等が法第四十六条の規定による命令に応じて供託した場合には、当該履行保証金弁済信託契約を終了することができる。

十九 前号の場合であつて、当該履行保証金弁済信託契約が終了したときにおける残余財産を弁済信託契約資金移動業者に帰属させることができること。

（履行保証金弁済信託契約の全部の解除）

**第二十一条の十四** 資金移動業者は、履行保証金弁済信託契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十八号の六により作成した履行保証金弁済信託契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

〔条を加える。〕

（金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託）

第二十二条 法第四十六条の規定による命令に基づき履行保証金の供託を行う場合においては、履行保証金保全契約、履行保証

（金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託）

第二十二条 法第四十六条の規定による命令に基づき履行保証金の供託を行う場合においては、履行保証金保全契約又は履行保

金信託契約、履行保証金債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又は履行保証人保証契約の締結の委託をした資金移動業者の本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

- 2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第十八号の七により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第二十九条の二 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他適切な方法により、次に掲げる事項（特定信託会社にあっては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）についての情報を提供しなければならない。

一 「略」

二 履行保証金の供託、履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約又は履行保証金弁済信託契約の別及び履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又は資金移動業者の委託に基づき当該資金移動業者の當む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結されている場合（以下この号及び次号において「履行保証人保証契約が締結されて

証金信託契約を締結した資金移動業者の本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

- 2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第十八号により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第二十九条の二 「同上」

一 「同上」

二 履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称

いる場合」という。)にあつては、これらの契約の相手方(

履行保証人保証契約が締結されている場合にあつては、当該履行保証人保証契約の当事者である法第四十四条に規定する

履行保証人適格者)の氏名、商号又は名称

二の二 履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又は履行保証人保証契約が締結されている場合にあつては、これらの契約に基づく利用者の権利の行使の方法(履行保証金を供託し、又は履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、これららの方法に基づく当該利用者の権利の行使の方法を含む。)

〔三～六 略〕

2 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は電子決済手段等取引業者が当該利用者との間で当該為替取引に係る法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合において、前項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。

一 「略」

二 前号及び第二十九条の三第二項第二号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

〔号を加える。〕

〔三～六 同上〕

2 〔同上〕

二 前号及び次条第二項第二号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

### 三 「略」

3 前二項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者（法第六十三条の二十二の三第一項第七号イに規定する所属電子決済手段等取引業者をいう。第二十九条の三第三項において同じ。）とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（法第二条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者をいう。第二十九条の三第三項において同じ。）が資金移動業の利用者に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

**第二十九条の二の二** 資金移動業者（第一種資金移動業を営む者に限る。第一号において同じ。）は、第一種資金移動業の利用者に對して第三十二条の二第二項第二号に定める期間を超えて為替取引（第一種資金移動業に係るものに限る。第一号において同じ。）に関する債務を負担する場合（同項第一号に掲げる場合に限る。）には、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務に係

### 三 「同上」

3 前二項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に對しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

〔条を加える。〕

る履行保証金の供託に関する制度（法第四十三条第一項第一号に定める事項に関する内容に限る。）の概要

- 二 第三十二条の二第二項第一号に規定する体制の整備に関する事項

（電子決済手段の内容に関する説明）

第二十九条の三 「略」

2 「略」

- 3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が資金移動業の利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うこととを要しない。

（利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置）

第三十条の三 履行保証金保全契約若しくは履行保証人債務引受け約を締結し、又はその委託に基づきその當む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

（電子決済手段の内容に関する説明）

第二十九条の三 「同上」

2 「同上」

- 3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

（利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置）

第三十条の三 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

して貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

(二)以上の種別の資金移動業を営む場合等に必要な措置)

第三十条の四 「略」

2 「略」

- 3 資金移動業者（第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。次項において同じ。）は、利用者から資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）を受け入れる場合にあっては、当該資金のうち第一種資金移動業に係る為替取引に用いられるとして認められる資金を第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として受け入れないための措置を講じなければならない。
- 4 資金移動業者は、第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として利用者から受け入れた資金が第一種資金移動業に係る為替取引に用いられることが明らかとなつた場合には、当該資金の額に相当する額の債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更すること、当該資金を当該利用者に返還することその他の当該資金を第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として保有しないための措置を講じなければならない。

(二)以上の種別の資金移動業を営む場合等に必要な措置)

第三十条の四 「同上」

2 「同上」

- 3 資金移動業者（第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。）は、利用者から資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあっては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一～五 略〕

六 特定信託会社にあつては、次に掲げる措置

イ その発行する特定信託受益権に係る信託財産のうち預貯金により管理する部分を令第十六条第一項に定める要件を

満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置

ロ その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、当該信託財産のうち当該債券の保有により運用する部分を、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条第二項に定める債券（同項第二号に掲げる債券にあつては、安全かつ効率的な運用に資するものとして金融庁長官の定める基準を全て満たすものに限る。）により運用するための適切な措置

ハ その発行する特定信託受益権に係る信託財産を電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条に定める要件を満

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 〔同上〕

〔一～五 同上〕

六 特定信託会社にあつては、その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を令第十六条第一項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

たす方法により管理又は運用するための適切な措置

（第一種資金移動業に関し負担する債務の制限）

第三十二条の二 法第五十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 資金を移動する日（資金を移動する日を特定することが困難である場合には、資金を移動する期限）

三 「略」

2 法第五十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

（第一種資金移動業に関し負担する債務の制限）  
第三十二条の二 「同上」

一 「同上」

二 資金を移動する日

三 「同上」

2 法第五十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める期間は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間（利用者がから指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。）とする。

〔号を加える。〕

一 第一種資金移動業に係る履行保証人債務引受け契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又はその委託に基づきその営む第一種資金移動業に係る履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者（第一種資金移動業を営む者に限る。以下この項において同じ。）が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等が行われたときに、これらの契約により為替取引（第一種資金移動業に係るものに限る。）に關

する債務の全部を早期かつ確実に当該資金移動業の利用者に弁済することができると認められる体制を整備している場合資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間に利用者の利便の向上を図るために必要な期間を加えた期間であつて、二月を超えない期間（利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合には、当該期間に当該事由を解消するために必要な期間を加えた期間）

二 前号に掲げる場合以外の場合 資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間（利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。）

（資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条の四 法第五十一条の四第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動

〔号を加える。〕

（資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条の四 「同上」

一 「同上」

イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動

業等関連苦情のうち法第二条第二十八項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する資金移動業務（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、特定資金移動業務。同号において同じ。）に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔口・ハ 略〕

〔二～五 略〕

2 法第五十一条の四第五項に規定する紛争解決措置として内閣

府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第二十八項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二～四 略〕

3

〔略〕

業等関連苦情のうち法第二条第二十五項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する資金移動業務（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、特定資金移動業務。同号において同じ。）に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔口・ハ 同上〕

〔二～五 同上〕

2

〔同上〕

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第二十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二～四 同上〕

3

〔同上〕

(資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

〔一九 略〕

九〔二〕 弁済信託契約資金移動業者である場合にあっては、各算定日における資金移動業の種別ごとの履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額の記録

十 〔略〕

十〔二〕 履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又はその委託に基づきその営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者である場合にあっては、次に掲げる額の記録

イ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に関する債務のうち履行保証人債務引受契約に基づき履行保証人適格者が引き受けることとされている債務の額の記録  
ロ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に関する債務のうち履行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産をもつて弁済に充てることとされている債務の額の記録

ハ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に

(資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 〔同上〕

〔一九 同上〕

〔号を加える。〕

十 〔同上〕

〔号を加える。〕

関する債務のうち履行保証人保証契約に基づき履行保証人適格者が保証している債務の額の記録

十一 特定信託会社である場合にあつては、次に掲げる記録

〔イ・ロ 略〕

ハ その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法

第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、各営業日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額の記録

〔略〕

2

(報告書の添付書類)

第三十五条の二 法第五十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 〔略〕

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる

書類

〔イ・ニ 略〕

ホ 報告対象期間の末日（ホ及びリ並びに次項第二号において「報告基準日」という。）において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

十一 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

2

(報告書の添付書類)

第三十五条の二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

〔イ・ニ 同上〕

ホ 報告対象期間の末日（ホ及び次項第二号において「報告基準日」という。）において信託契約資金移動業者であつた場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

ヘ 報告対象期間に履行保証人債務引受契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

ト 報告対象期間に履行保証人保証契約又は履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約の内容が変更又は更新された場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新がされた旨を証する書面の写し

チ 報告対象期間に履行保証金弁済信託契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

リ 報告基準日において弁済信託契約資金移動業者であつた場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額を証明する書面

2 法第五十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 「略」

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる

書類

イ 前項第二号イからリまでに掲げる書類  
「ロ～ニ 略」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「同上」

一 「同上」

イ 前項第二号イからホまでに掲げる書類  
「ロ～ニ 同上」

3 金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に對し、第一項第二号イの供託書正本又は同号ハ、ニ、ヘ、ト若しくはチの契約書（トの契約書については、履行保証人保証契約の締結の委託に係るものに限る。）の正本の提出を命ずることができる。

（履行保証金の供託等に係る特例の適用を受ける旨の届出等）

第三十六条の二 【略】

2 法第五十八条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～五 略〕

六 特例適用開始日（法第五十八条の二第一項に規定する特例適用開始日をいう。）における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）、履行保証人債務引受け額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらとの見込額

3 金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に對し、第一項第二号イの供託書正本又は同号ハ若しくはニの契約書の正本の提出を命ずることができる。

（履行保証金の供託等に係る特例の適用を受ける旨の届出等）

第三十六条の二 【同上】

2 【同上】

〔一～五 同上〕

六 特例適用開始日（法第五十八条の二第一項に規定する特例適用開始日をいう。）における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

〔一～五 略〕

〔略〕

4 法第五十八条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

〔一～二 略〕

4 3  
〔同上〕  
〔同上〕

〔一～二 同上〕

三 特例適用終了日（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了日をいう。次項において同じ。）における特例適用終了資金移動業（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了資金移動業をいう。次項において同じ。）に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

## 5

〔略〕

（履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読み替え）

第三十六条の三 法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託（同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。）をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十二条、第十四条の二、第十九条、第二十一条の六、第二十一条の七、第二十一条の九、第二十一条の十、第二十一条の十三及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

三 特例適用終了日（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了日をいう。次項において同じ。）における特例適用終了資金移動業（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了資金移動業をいう。次項において同じ。）に係る履行

保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

## 5

〔同上〕

（履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読み替え）

第三十六条の三 法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託（同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。）をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十二条、第十四条の二、第十九条及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

				〔略〕
				第十一條第七項
第四十五條第一項	第四十四條	第四十七條第一号	第五十八條の二第一項	第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第一項
一項	第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四條	第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十七條第一号	第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十七條第一号	第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第一項

〔同上〕	〔同上〕	〔加える。〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔加える。〕	

第十四条の二一										
第十五条		一項	第四十五条の五第		一項	第四十五条の四第		一項	第四十五条の三第	
	第五第一項	第五第一項	第五十八条の二第	第五十八条の二第	第四第一項	第五十八条の二第	第五十八条の二第	三第一項	第五十八条の二第	第五十八条の二第
第十七条の三第三項の規定により読み替えて適用する	読み替えて適用する法第四十五条の									

〔同上〕				
	「加える。」	「加える。」	「加える。」	「加える。」
	「加える。」	「加える。」	「加える。」	「加える。」

第十四条の二第一 号	履行保証金保全契 約に係る種別の資 金移動業に係る直 前の算定日（令第 十七条第一項第一 号に規定する算定 日をいう。以下同 じ。）	直前の基準日等（ 法第五十八条の二 第五項第二号に規 定する基準日等を いう。第十九条第 八号イ、第二十一 条の七第四号イ、 三号イ及び第二十 一条の十三第十号 イにおいて同じ。）	令第十五条
第十九条第八号へ 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二十一条の六 一項 第四十五条の三第三 第五十八条の二第二 一項の規定により 読み替えて適用す る法第四十五条の	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔項を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第二十一条の六 一項 第四十五条の三第三 第五十八条の二第二 一項の規定により 読み替えて適用す る法第四十五条の	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

第二十一条の七第 四号口	第二十一条の七第 四号イ	履行保証人債務引 受契約に係る種別 の資金移動業に係 る直前の算定日	履行保証人債務引 受契約に係る種別 の資金移動業に係 る直前の算定日		
業 の資金移動業 受契約に係る種別	特例対象資金移動 履行保証人債務引 動業に係る履行保 証人債務引受契約 証人債務引受契約	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額 額	当該算定日 当該基準日等	直前の基準日等	三第一項
の資金移動業 受契約に係る種別	特例対象資金移動 履行保証人債務引 動業に係る履行保 証人債務引受契約 証人債務引受契約	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額 額	当該算定日 当該基準日等	直前の基準日等	三第一項
〔項を加える。〕	〔項を加える。〕				

当該種別の資金移	第五十九条第一項	第五十九条第一項 の資金移動業	履行保証人債務引 受契約に係る種別	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証人債務引受契約	第五十九条第一項 第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第五十九条第 一項

履行保証人債務引 受契約に係る種別	〔項を加える。〕
一項	

動業に係る履行保証人債務引受額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額
受額	額	額	額	額	額

「項目を加える。」	「項目を加える。」	
-----------	-----------	--

の資金移動業	証人債務引受額	動業に係る履行保	当該種別の資金移動業に係る履行保	当該種別の資金移動業に係る履行保	当該種別の資金移動業
を控除した	証金等合計額	動業に係る履行保	当該種別の資金移動業に係る法第四 動業に係る法第 十三条第二項	当該種別の資金移 動業に係る法第 十五条第二項	の総額（法第五十 八条の二第一項の 規定により読み替 えて適用する法第 四十三条第一項た

第二十一条の十 第二十一条の九	一項 第四十五条の四 第四十五条の四第	当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約	當該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約	だし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者については、当該政令で定める額）を控除した
履行保証人保証契 直前の基準日等	四第一項 第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の四第一項	第五十八条の二 第五十八条の二第	履行保証人債務引受契約	

〔項を加える。〕	〔項を加える。〕
----------	----------

第五十九条第一項	金移動業	履行保証人保証契約に係る種別の資	履行保証人保証契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該算定日	約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日	三号イ
第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用す	業	特例対象資金移動	約	履行保証人保証契約	額	履行保証金等合計額	当該基準日等		三号ロ

〔項を加える。〕
----------

		第二十一条の十 三号ハ			
当該種別の資金移	当該種別に係る履行保証人保証額	当該種別の資金移動業に係る履行保証契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証契約	履行保証人保証契約	履行保証人保証契約
当該種別の資金移	当該種別に係る履行保証人保証額	第五十九条第一項	第五十九条第一項	特例対象資金移動業	特例対象資金移動業
履行保証金等合計	履行保証人保証額	一項	一項	一項	一項

「項目を加える。」

動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項
額	を控除した	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する履行保証金を供託している資金移動業者にあっては、当該政令で定める額）を控除した	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項

第二十一条の十第		第二十一条の十第		第二十一条の十第		第二十一条の十第	
三号本	三号二	三号本	三号二	三号本	三号二	三号本	三号二
当該種別の資金移動 業 証人保証額	当該種別の資金移動 業 証人保証契約 に係る種別の資 金移動業	履行保証人保証契 約に係る履行保 証人保証契約	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証人保証契約	履行保証人保証契 約に係る種別の資 金移動業	履行保証人保証契 約に係る種別の資 金移動業	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証人保証契約	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証人保証契約
履行保証金等合計	履行保証人保証額	履行保証人保証額	特例対象資金移動 業	特例対象資金移動 業	特例対象資金移動 業	履行保証人保証契 約	履行保証人保証契 約

〔項を加える。〕	〔項を加える。〕
----------	----------

動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項
額	を控除した	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上との額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で	第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項

第二十一条の十三	第二十一条の十三 第四号ハ	第二十一条の十三 第四号ニ	第二十一条の十三 第四号ハ	第二十一条の十三 第一号	第二十一条の十三 第一号	当該種別の資金移動業に係る履行保証契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証契約	定める額)を控除した
履行保証金弁済信の資金移動業	履行保証金弁済信の資金移動契約に係る種別	動業	当該種別の資金移動業	履行保証金弁済信の資金移動業	履行保証金弁済信の資金移動業	託契約に係る種別	託契約に係る種別	履行保証人保証契約
直前の基準日等	業	特例対象資金移動	移動業	業	業	特例対象資金移動	特例対象資金移動	履行保証人保証契約

「項を加える。」	「項を加える。」	「項を加える。」	「項を加える。」
----------	----------	----------	----------

第十号イ	第十号ハ	第十号	第十号	第十号	第十号	第十号
託契約に係る種別 の資金移動業に係 る直前の算定日	当該算定日	当該算定日	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額	当該基準日等
の資金移動業 託契約に係る種別	履行保証金弁済信 託契約に係る種別	当該履行保証金弁 済信託契約に係る 種別の資金移動業	当該履行保証金弁 済信託契約	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金弁済信託契約	履行保証金弁済信 託契約	履行保証金等合計 額

「項目を追加する。」	「項目を追加する。」	
------------	------------	--

当該種別の資金移	第五十九条第一項	第五十九条第一項 の資金移動業	履行保証金弁済信 託契約に係る種別	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金弁済信託契約	第五十九条第一項 第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第五十九条第 一項

	〔項を加える。〕

動業に係る履行保証金弁済信託額	託額	當該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	當該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	當該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額
を控除した		当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項

「項目を加える。」	「項目を加える。」	
-----------	-----------	--

の資金移動業	当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額
を控除した	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項）	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項

第九号	第三十三条第一項	第八号	第三十三条第一項	当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約	當該種別の資金移動業に係る履行保証金	だし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額）を控除した
額	ごとの信託財産の種別	金	特例対象資金移動業に係る履行保証	特例対象資金移動	履行保証金弁済信託契約	
の額	業に係る信託財産					

〔同上〕	〔同上〕	
------	------	--

---

第三十三条第一項
第九号の二
資金移動業の種別 ごとの履行保証金 弁済信託契約

---

「項を加える。」
----------

---

別紙様式第1号 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 一 )

届出者 住 所

電話番号 ( ) 一

商 号

代表者の

氏 名

### 届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

[略]

[ (第2面) · (第3面) 略]  
(第4面)

## 8. 特定資金移動業の内容及び方法

### (1) 特定資金移動業の内容及び方法

[略]

に特 定 す る 事 項 口 座	(1) 特定信託口口座のある 銀行等の商号又は名称	
	(2) 特定信託口口座に係る 営業所又は事務所の名称 及び所在地	
	(3) 特定信託口口座の種類	

別紙様式第1号 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 一 )

届出者 住 所

電話番号 ( ) 一

商 号

代表者の

氏 名

### 届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

[同左]

[ (第2面) · (第3面) 同左]  
(第4面)

## 8. 特定資金移動業の内容及び方法

### (1) 特定資金移動業の内容及び方法

[同左]

に特 定 す る 事 項 口 座	(1) 特定信託口口座のある 銀行等の商号又は名称	
	(2) 特定信託口口座に係る 営業所又は事務所の名称 及び所在地	
	(3) 特定信託口口座の名義	

(4) 特定信託口口座の名義	
(5) 特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するため必要な事項	
特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法	

(記載上の注意)

[1. ~ 9. 略]

10. 「特定信託口口座の種類」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イ(1)又は(2)の別を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イ(1)又は(2)の別をそれぞれ記載すること。

11. 「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合をそれぞれ記載すること。

12. [略]

[ (第5面) ~ (第9面) 略]

別紙様式第1号の2 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

(4) 特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するため必要な事項	
---	--

(記載上の注意)

[1. ~ 9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. [同左]

[ (第5面) ~ (第9面) 同左]

別紙様式第1号の2 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務（支）局長 殿

（郵便番号 一 ）  
届出者 住 所  
電話番号 ( ) 一  
商 号  
代表者の氏名  
国内における  
代表者の氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

〔略〕

〔（第2面）・（第3面） 略〕  
(第4面)

10. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

〔略〕	
す 特 定 事 項 信 託 口 口 座 に 関	(1) 特定信託口口座のある 銀行等の商号又は名称
	(2) 特定信託口口座に係る 営業所又は事務所の名称 及び所在地
	(3) 特定信託口口座の種類
	(4) 特定信託口口座の名義

財務（支）局長 殿

（郵便番号 一 ）  
届出者 住 所  
電話番号 ( ) 一  
商 号  
代表者の氏名  
国内における  
代表者の氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

〔同左〕

〔（第2面）・（第3面） 同左〕  
(第4面)

10. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

〔同左〕	
す 特 定 事 項 信 託 口 口 座 に 関	(1) 特定信託口口座のある 銀行等の商号又は名称
	(2) 特定信託口口座に係る 営業所又は事務所の名称 及び所在地
	(3) 特定信託口口座の名義
	(4) 特定信託口口座の口座

	(5) 特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するため必要な事項	
	特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法	

(記載上の注意)

[1. ~ 9. 略]

10. 「特定信託口口座の種類」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イ(1)又は(2)の別を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イ(1)又は(2)の別をそれぞれ記載すること。

11. 「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合をそれぞれ記載すること。

12. [略]

[ (第5面) ~ (第9面) 略]

別紙様式第9号の3 (第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

業務実施計画

[表略]

(記載上の注意)

	番号その他の当該特定信託口口座を特定するため必要な事項	
--	-----------------------------	--

(記載上の注意)

[1. ~ 9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. [同左]

[ (第5面) ~ (第9面) 同左]

別紙様式第9号の3 (第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

業務実施計画

[同左]

(記載上の注意)

[略]

[ (別添 1 ) ~ (別添 4 ) 略]  
(別添 5 )

7. 法第 51 条の 2 の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

[(1)~(4) 略]

(5) 資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等

(6) 為替取引に関する債務の全部を早期かつ確実に利用者に弁済するための体制

(記載上の注意)

1. 「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、(1)から(4)までの措置について、具体的に記載すること。

(1) 利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日 (資金を移動する日を特定することが困難である場合には、資金を移動する期限) 及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置

(2) 為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等」を超えた時点を資金を移動する日 (資金を移動する日を特定することが困難である場合には、資金を移動する期限) とする利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置や当該為替取引を行わないための措置

[(3)・(4) 略]

2. [略]

3. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

[同左]

[ (別添 1 ) ~ (別添 4 ) 同左]  
(別添 5 )

7. 法第 51 条の 2 の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

[(1)~(4) 同左]

(5) 資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

[加える。]

(記載上の注意)

1. 「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、(1)から(4)までの措置について、具体的に記載すること。

(1) 利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日 及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置

(2) 為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えた時点を資金を移動する日とする利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置や当該為替取引を行わないための措置

[(3)・(4) 同左]

2. [同左]

3. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

等」は、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する期間をいい、「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間」を除いた期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載すること。

4. [略]

5. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等」に記載した期間の内訳（必要な事務処理の内容及び事務処理期間）を記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。

6. [略]

7. 「為替取引に関する債務の全部を早期かつ確実に利用者に弁済するための体制」は、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する体制について記載すること。

8. 「法第 51 条の 2 の規定を遵守するために必要な体制に関する事項」（「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等」を除く。）に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

[ (別添 6) ・ (別添 7) 略]

別紙様式第 15 号（第 21 条の 4 第 1 項関係）

（日本産業規格 A4）  
年 月 日

財務（支）局長 殿

（郵便番号 一 ）

届出者 住 所

」は、第 32 条の 2 第 2 項に規定する「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間」を除いた期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載すること。

4. [同左]

5. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等」に記載した期間の内訳（必要な事務処理の内容及び事務処理期間）を記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。

6. [同左]

[加える。]

7. 「法第 51 条の 2 の規定を遵守するために必要な体制に関する事項」（「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等」を除く。）に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

[ (別添 6) ・ (別添 7) 同左]

別紙様式第 15 号（第 21 条の 4 第 1 項関係）

（日本産業規格 A4）  
年 月 日

財務（支）局長 殿

（郵便番号 一 ）

届出者 住 所

電話番号 ( ) —  
商 号  
代表者の  
氏 名

預貯金等による管理の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 4 第 1 項の規定により、資金決済に関する法律第 45 条の 2 第 1 項の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 「その他参考となる事項」は、預貯金等管理を行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第 16 号 (第 21 条の 4 第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 — )

届出者 住 所

電話番号 ( ) —

商 号

代表者の

氏 名

電話番号 ( ) —  
商 号  
代表者の  
氏 名

預貯金等による管理の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 4 第 1 項の規定により、資金決済に関する法律第 45 条の 2 第 1 項の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

3. 「その他参考となる事項」は、預貯金等管理を行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第 16 号 (第 21 条の 4 第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 — )

届出者 住 所

電話番号 ( ) —

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理に係る変更届出書  
下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第45条の2第3項の規定により届け出ます。

(記載上の注意)

[略]

記

[1. ~ 5. 略]	
6. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、 <u>信託財産の額</u> 、 <u>履行保証人債務引受額</u> 、 <u>履行保証人保証額</u> 、 <u>履行保証金弁済信託額</u> 及び <u>履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額</u> 又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

1. [略]
2. 「変更予定年月日の直前の基準日（法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。）における第三種資金移動業に係る法第45条の2第4項に規定する要供託額」及び「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額の合計額」は、変更の内容が預貯金等管理割合の引き下げである場合に限り、記載すること。
3. [略]

(第2面)

預貯金等による管理に係る変更届出書  
下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第45条の2第3項の規定により届け出ます。

(記載上の注意)

[同左]

記

[1. ~ 5. 同左]	
6. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額 <u>及び信託財産の額</u> 又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

1. [同左]
2. 「変更予定年月日の直前の基準日（法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。）における第三種資金移動業に係る法第45条の2第4項に規定する要供託額」及び「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額」は、変更の内容が預貯金等管理割合の引き下げである場合に限り、記載すること。

3. [同左]

(第2面)

7. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 略]

(4) 履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(5) 履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(6) 履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)

(記載上の注意)

変更予定年月日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づ

7. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

(記載上の注意)

変更予定年月日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づく未

く未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

#### 8. その他参考となる事項

##### （記載上の注意）

変更の内容が預貯金等管理割合の引き上げである場合には、当該引き上げを行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第17号（第21条の4第6項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

#### 8. その他参考となる事項

##### （記載上の注意）

変更の内容が預貯金等管理割合の引き上げである場合には、当該引き上げを行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第17号（第21条の4第6項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 住 所 (郵便番号 一 )  
 電話番号 ( ) 一  
 商 号  
 代表者の  
 氏 名

預貯金等による管理の適用の解除に係る届出書  
 資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 4 第 6 項の規定により、資金決済に関する法律第 45 条の 2 第 1 項の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)  
 [略]

記

[1. ~ 5. 略]	
6. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)  
 [略]

(第 2 面)

7. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行

届出者 住 所 (郵便番号 一 )  
 電話番号 ( ) 一  
 商 号  
 代表者の  
 氏 名

預貯金等による管理の適用の解除に係る届出書  
 資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 4 第 6 項の規定により、資金決済に関する法律第 45 条の 2 第 1 項の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)  
 [同左]

記

[1. ~ 5. 同左]	
6. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)  
 [同左]

(第 2 面)

7. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行

保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 略]

(4) 履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(5) 履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(6) 履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)

保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]


(記載上の注意)

預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

別紙様式第 18 号（第 21 条の 6 関係）

（日本産業規格 A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号  
(郵便番号 - )

住 所  
電話番号 ( ) -

商 号  
代表者の  
氏 名

(記載上の注意)

預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

[様式を加える。]

### 履行保証人債務引受契約届出書

資金決済に関する法律第45条の3第1項の規定により契約書の写し及び債務引受契約利用者の承諾を得るために必要な事項を記載した書面を添えて下記のとおり届け出ます。

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業の種別
			円	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
3. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

#### 別紙様式第18号の2（第21条の8関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号  
(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

[様式を加える。]

商 号  
代表者の  
氏 名

履行保証人債務引受契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 8 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 届出の理由
- 解除しようとする履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業の種別
			円	

2. の履行保証人債務引受契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

- 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
- 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 3 (第 21 条の 9 関係)

(日本産業規格 A 4)

[様式を加える。]

### 履行保証人債務引受契約届出書

資金決済に関する法律第45条の3第1項の規定により契約書の写し及び債務引受契約利用者の承諾を得るために必要な事項を記載した書面を添えて下記のとおり届け出ます。

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業の種別
			円	

#### (記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
3. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

#### 別紙様式第18号の2（第21条の8関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号  
(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

[様式を加える。]

商 号  
代表者の  
氏 名

履行保証人債務引受契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 8 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 届出の理由
- 解除しようとする履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業の種別
			円	

2. の履行保証人債務引受契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

- 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
- 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 3 (第 21 条の 9 関係)

(日本産業規格 A 4)

[様式を加える。]

財務（支）局長 殿

年 月 日

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号  
(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号

代表者の

氏 名

#### 履行保証人保証契約届出書

資金決済に関する法律第45条の4第1項の規定により履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約書の写し及び履行保証人保証契約に係る契約書の内容を証する書面を添えて下記のとおり届け出ます。

履行保証人 適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業 の種別
			円	

#### (記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
3. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人保証契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別

財務（支）局長 殿

年 月 日

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号  
(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号

代表者の

氏 名

#### 履行保証人保証契約届出書

資金決済に関する法律第45条の4第1項の規定により履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約書の写し及び履行保証人保証契約に係る契約書の内容を証する書面を添えて下記のとおり届け出ます。

履行保証人 適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業 の種別
			円	

#### (記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
3. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人保証契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別

を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 4 (第 21 条の 11 関係)

(日本産業規格 A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号

代表者の

氏 名

履行保証人保証契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 11 の規定に基づき、  
下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由

2. 解除される履行保証人保証契約の内容

履行保証人 適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業 の種別
			円	

3. 2. の履行保証人保証契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定  
による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者に  
ついては、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更  
する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧  
氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名の  
みを記載することができる。

[様式を加える。]

2. 「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
3. 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人保証契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 5 (第 21 条の 12 関係)

(日本産業規格 A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号  
(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金弁済信託契約届出書

資金決済に関する法律第 45 条の 5 第 1 項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	資金移動業の種別
			円 ( 年 月 日現 在)	

(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者に

[様式を加える。]

については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 6 (第 21 条の 14 関係)

(日本産業規格 A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金弁済信託契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 14 の規定に基づき、  
下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由

2. 解除しようとする履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	資金移動業の種別
			円 (年月日現在)	

[様式を加える。]

3. 2. の履行保証金弁済信託契約の解除予定年月日  
(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 7 (第 22 条第 2 項関係)  
〔略〕

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 2 項関係)

財務（支）局長 殿  
（日本産業規格 A 4）  
（第 1 面）  
年 月 日  
登録番号 財務（支）局長 第 号  
届出受理番号 財務（支）局長 第 号  
(郵便番号 - )  
住 所  
電話番号 ( ) -  
商 号  
代表者の  
氏 名  
未達債務の額等に関する報告書

別紙様式第 18 号 (第 22 条第 2 項関係)  
〔同左〕

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 2 項関係)

財務（支）局長 殿  
（日本産業規格 A 4）  
（第 1 面）  
年 月 日  
登録番号 財務（支）局長 第 号  
届出受理番号 財務（支）局長 第 号  
(郵便番号 - )  
住 所  
電話番号 ( ) -  
商 号  
代表者の  
氏 名  
未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

1. 未達債務の額等の概要

[表略]

(記載上の注意)

[1.～3. 略]

4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額、履行保証人債務引受契約において引き受けこととされている債務の額、履行保証人保証契約において利用者に対して負担することとされている保証債務の額並びに履行保証金信託契約及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。特定資金移動業を営む場合は、特定信託口口座により管理する金銭の額（その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合にあっては、特定信託口口座により管理する金銭の額及び報告基準日（第35条の2第1項第2号ホに規定する報告基準日をいう。）における当該債券の時価の総額の合計額）を記載すること。なお、「（第種）」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業（法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括供託（同条第5項第4号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。）をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合（その営む全ての資金移動業の種別が特

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

1. 未達債務の額等の概要

[同左]

(記載上の注意)

[1.～3. 同左]

4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。特定資金移動業を営む場合は、特定信託口口座により管理する金銭の額を記載すること。なお、「（第種）」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業（法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括供託（同条第5項第4号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。）をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合（その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。）には、「（第種）」の行を追加して記載すること。

例対象資金移動業である場合を除く。)には、「(第種)」の行を追加して記載すること。

5. [略]

[ (第2面) ・ (第3面) 略]  
(第4面)

[5.～7. 略]

8. 現に締結している履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(記載上の注意)

1. 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
2. 「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

9. 現に締結されている履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(記載上の注意)

1. 「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に

5. [同左]

[ (第2面) ・ (第3面) 同左]  
(第4面)

[5.～7. 同左]

[加える。]

[加える。]

に関する債務の上限額を記載すること。

2. 「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証人保証契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

10. 現に締結している履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
			円 (年月日現在)	

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

[加える。]

11. 特定信託口口座による管理の状況

銀行等の商号又は名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口口座の残高	特定信託口口座の名義	特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するための事項
	円 (年月)	円 (年月)		

8. 特定信託口口座による管理の状況

銀行等の商号又は名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口口座の名義	特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するための事項
	円 (年月日)		

□	□	□	□	□
---	---	---	---	---

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

12. 特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況

債権の種類	取得日	元本償還日	額面金額	時価
				円 ( 年 月 日現在)

(記載上の注意)

1. 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約の内容又は預貯金等管理方法（特定信託会社にあっては、特定信託口口座。2.において同じ。）による管理の状況（特定信託会社にあっては、その発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況を含む。）について記載すること。

2. 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている又は預貯金等管理方法により管理している金銭の額（特定信託会社にあっては、その発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一

□	□	□	□	□
---	---	---	---	---

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

[加える。]

(記載上の注意)

1. 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法（特定信託会社にあっては、特定信託口口座。2.において同じ。）による管理の状況について記載すること。

2. 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額若しくは信託財産の額又は預貯金等管理方法により管理している金銭の額の推移がわかる書面を第4面の次に添付すること。

部を法第 2 条第 9 項の債券の保有により運用する場合における当該債券の額面金額及び時価を含む。) の推移が分かる書面を第 4 面の次に添付すること。

別紙様式第 22 号 (第 36 条の 2 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

(第 1 面) [略]

(第 2 面)

7. 特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 略]

(4) 履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(5) 履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

別紙様式第 22 号 (第 36 条の 2 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

(第 1 面) [同左]

(第 2 面)

7. 特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[加える。]

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(6) 履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現 在)

(記載上の注意)

法第 53 条第 2 項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における特例対象資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

別紙様式第 23 号（第 36 条の 2 第 3 項関係）

（日本産業規格 A 4）  
年 月 日  
(第 1 面) [略]

[加える。]

(記載上の注意)

法第 53 条第 2 項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における特例対象資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

別紙様式第 23 号（第 36 条の 2 第 3 項関係）

（日本産業規格 A 4）  
年 月 日  
(第 1 面) [同左]

(第2面)

7. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 略]

(4) 現に締結している履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(5) 現に締結されている履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(6) 現に締結している履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別

(第2面)

7. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

			円 ( 年 月 日 現在)	

(記載上の注意)

「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」は、特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における特例適用終了資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載（種別の記載を除く。）が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

(記載上の注意)

「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」は、特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における特例適用終了資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載（種別の記載を除く。）が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。